

令和7年第5回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

1、本日の出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高橋 | 利枝 | 2番 | 齋藤 | 光春 |
| 3番 | 佐々木 | 正勝 | 4番 | 宮崎 | 信一 |
| 5番 | 齋藤 | 雄史 | 6番 | 齋藤 | 聰 |
| 7番 | 齋藤 | 進 | 11番 | 佐々木 | 孝二 |
| 12番 | 佐藤 | 直哉 | 13番 | 佐々木 | 春男 |
| 14番 | 佐々木 | 敏春 | 16番 | 伊藤 | 竹文 |

1、本日の欠席議員（3名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|----|----|
| 9番 | 佐々木 | 平嗣 | 10番 | 小川 | 正文 |
| 15番 | 森 | 鉄也 | | | |

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|
| 議会事務局長 | 今野 | 和彦 | 次長 | 長加 | 藤潤 |
| 班長兼副主幹 | 今野 | 真深 | | | |

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------------|----|----|-----------------|-----|-----|
| 市長 | 市川 | 雄次 | 副市長 | 本田 | 雅之 |
| 教育長 | 小園 | 敦 | 総務部長 (危機管理監) | 佐々木 | 俊孝 |
| 企画振興部長 (地方創生政策監) | 高橋 | 寿 | 市民福祉部長 | 佐々木 | 修 |
| 農林水産建設部長 | 阿部 | 光弥 | 商工観光部長 | 池田 | 智成 |
| 教育次長 | 佐藤 | 喜仁 | 消防長 | 須田 | 勇喜 |
| 会計管理者 | 齋藤 | 稔 | 総務課長 | 齋藤 | 邦 |
| 財政課長 | 須田 | 泰史 | 防災課長 | 渡部 | 尊志 |
| 総合政策課長 | 西村 | 仁 | 連携推進課長 | 齋藤 | 泉 |
| 商工政策課長 | 齋藤 | 和也 | 福祉課長 | 佐々木 | 美佳 |
| こども家庭センター長 | 三浦 | 晶子 | 地域包括支援センター長 | 佐藤 | さおり |
| 農林水産課長 | 柴田 | 俊幸 | 建設課長 | 竹内 | 千尋 |
| 学校教育課長 | 菊地 | 良 | 消防署長兼通信指令課長 | 土井 | 日出司 |

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和7年9月4日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2に同じ

午前10時00分 開会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに2番齋藤光春議員の一般質問を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） おはようございます。一番最初に質問をさせていただきます。

一般質問の通告書に従いまして質問を行います。

質問項目の1番であります。第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業評価と課題についてであります。

市川市長は、にかほ市に漂う閉塞感・焦燥感の一掃を期して、市民の共感と期待により、2期8年の市政を担ってこられました。日本、秋田県、そしてにかほ市が大変な社会情勢に置かれている中、にかほ市の明るい将来に向けて様々な施策を打ってこられました。

市長2期目としては、第1期総合戦略の徹底した検証の下、国・県の総合戦略における新たな視点を勘案して取り組みを進めてきたことだと思います。成果が求められる今の時期でありますので、基本目標に定められた四つの基本目標ごとのアクションプランについて、8年間の市政運営の成果を伺います。

(1)稼ぐ力のある産業振興についてであります。

にかほ市の既存の農林水産業・小売業・製造業・サービス業など、零細企業・事業主は経営が厳

しい状況にありましたが、地域経済活性化の取り組みについてどのような成果が得られたのか。また、その成果の要因について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私からは、齋藤光春議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1番の(1)稼ぐ力のある産業振興についてであります。

本市総合戦略の基本目標の一つである、次世代を担う産業振興の具体的施策(1)に記載されている「稼ぐ力のある産業振興」につきましては、計画開始から令和5年度までの取り組みを通じて数値目標の達成には至っていない部分もございますが、地域産業の持続性を確保するための基盤作りに一定の成果が見られてきたというふうに考えております。

初めに、農業に関する成果でありますが、具体的な施策、農林水産業の振興①次世代農業への挑戦支援については、スマート農業等の導入支援を掲げております。

こちらに関しましては、国庫補助事業を活用したスマート農機の導入や市の補助事業を活用した農業用ドローンの導入などの実例があり、市内でもスマート農業の導入が徐々に進んでいるものと捉えております。

この要因の一つには、市内の農家による、にかほスマート農業研究会の設立や市と民間企業が協力してアイガモロボを活用した環境保全型スマート農業の実証事業が実施されるなど、若手農家を中心にスマート農業に対する興味や知見が増していることが挙げられます。

次に、②の農林水産業従事者の育成確保についてであります。

令和2年度以降の新規就農者は、令和5年度までに11名、令和6年度に1名となっております。この要因としては、市独自策として農業の知識・経験が豊富な方を就農アドバイザーとして委託し、就農相談や就農後の巡回指導などを行っていることや、国・県等の施策と連動して手厚い支援を行っていることが挙げられます。

また、社会的な要因としては、法人の経営体が増加し、雇用就農が増えていることなどが挙げられます。先ほどの新規就農者12名のうち雇用就農が7名となっており、収入が安定する雇用就農を選択する方が多いというふうに捉えております。

次に、林業についてです。

林業分野における従事者の育成確保については、将来の地域林業の担い手を育成するため、県で行っている秋田県林業トップランナー養成研修への支援を行い、1名が地元林業事業体へ就職し、2名の方が今年度から受講を開始しているところであります。

地域林業を担う人材育成のため、引き続き市としては支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、水産業についてです。

海洋環境の変化に対応した収益性の高い魚種の資源量が維持される中で、効率的・安定的な操業と販売力の強化や水産物の高付加価値化への取り組みをする漁業者が増えてきておりますので、引

き続きこれらに対する支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、製造業・小売業・サービス業などについてであります。

新型コロナウイルス感染症による行動制限など、地域経済にとって厳しい状況が続く中で、持続可能な経済基盤の強化に向け、商工会と連携して商工業事業者の支援や創業促進、企業誘致など多角的な取り組みを進めてまいりました。

具体例を挙げますと、平成31年度に商工会と連携し、経営発達支援計画を策定しているところであります。これらは小規模事業者の持続的な発展に資するために行う経営改善普及事業の中でも特に重点的に取り組むものを経営発達支援計画として国が認定する制度であり、経営状況の分析や事業計画の策定、販路開拓などを通じて地域内事業者の経営力の底上げを図ってまいりました。令和6年度からは第2期支援計画に移行し、支援体制の更なる充実を図っているところであります。

また、おでかけレストランやにかほっぺんクーポン、プレミアム商品券事業など、コロナ禍で落ち込んでいた客足を取り戻し、地域内経済の循環の促進にも努めてまいりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下では、国の制度であるゼロゼロ融資や持続化給付金などの円滑な利用を支援するとともに、市としても飲食施設経営維持支援金や「マルに」特別など、独自の経済支援や相談対応を強化し、多くの事業者の事業継続の支援を行ってきているところであります。

一方、既存の事業者だけでなく、将来、起業を目指す方や起業して間もない方などを対象に、商工会と連携して創業支援塾を毎年開催しており、起業に関する基礎知識やビジネスプランの作成方法などの習得を後押ししているところもあります。

このように、本市の事業所の大多数を占める中小企業は、市民の雇用や暮らしを支え、地域経済を牽引する役割を担う存在であります。本市では、中小企業支援団体や金融機関、教育機関などとともに、市の特性や地域資源の積極的な活用によるイノベーションの推進、若い世代の新たな挑戦への支援などを基本理念とした中小企業振興条例を制定しており、条例の定めの下、毎年、中小企業振興条例推進会議を開催し、様々な意見を集約しながら第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプログラムに記載された目標が達成されるよう努力をしてきたところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、第1次の戦略からずっとやられてきたことへの事業の報告がなされておりましたけど、私が聞きたいのはですね、成果の方です。事業をやりましたという実績よりも、どのような成果が上がったかということを再度お聞きしますが、まず一つ目はですね、農業法人の方で新規就農者がいたと。ところが、その逆ですね、現在やられているか、離農者も大分増えているようですし、それから、荒廃地ですね、要するに荒れてしまって、田んぼなんか荒れてしまつてですね、もう使えないような状況もかなり見えるようです。それから、水産の方であれば、高額な魚種の漁獲うんぬん、それから、販路拡大の支援ということですが、その支援によって今大変、漁業者の方でも非常に厳しい状況で、天候にも左右されておりますが厳しい状況にあります。その支援をどのようにやってきて、どのような成果が上がったのか。それから、商工会との連携ということがあります、先般、商工会との懇談会におきましてですね、かなり小規模な企業は、非常に厳しいと。特に製造業であっても、例えば家庭内工業のような小さな零細企業さんなんかでも、非常

に厳しい状況。今まで雇っていた方たちも、資材の高騰なり、それから基本給のアップなりということで、要するにリストラじゃないんですけど、ほかの企業へ移っていただくような手配もしているというようなことをおっしゃっておられました。その支援によってですね、現在その持続型ということであります。どのような成果を得られたということを認識していられるのか。そのようなことをですね、もう一度詳しく、具体的な話をお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 様々なプランに基づく事業の内容については、今それぞれ話をさせていただきました。先ほど挙げた数値などは、その成果の一つとして挙げてきたところであります。

ここで全ての成果を挙げることは厳しいですけれども、担当の方で実例として何個か挙げられるものがあればお答えをいただきたいと思いますが、先ほど再質問の中で、確かに農業法人の中には若手の就農者も増えておりますが、一方で離農者も増えているということであります。これは当然のことながら高齢化による離農というのもありますし、後継者不足、後継者が不足しているから、そこに若手の農家に何とかしてもらおうとして、先ほど来の取り組みをしているわけでありますし、あとは耕作放棄地、あるいは耕作しづらくなってしまった不適地などについては、これを何とかしなければならないということで、ほ場整備事業を小出地区でも行って、今、象潟前川地区でも行っているというところでありますので、その成果については、どのような事業を行ったかによって成果というのは現れてくるかというふうに思っております。

また、確かに零細の商工会の事業者については、確かに厳しい環境にあると思います。それは、一つには、やはり特に人口規模の小さいにかほ市などのサービス業というのは、どうしても外貨を稼ぐというか、要するに外部からビジネスを引っ張ってきて商売するというわけではなくて、どちらかというと域内での中小企業者というのはサービス業が多いと。サービス提供が多いと。お客様が多いということになりますので、そうなると、どうしても人口減少が、零細企業のサービス業は特に人口減少がビジネスに対しての大きなマイナス要因になっているというふうに捉えることができますし、実際そういう研究結果になっていますので、そういうことになれば、やはり域内の人口、あるいは人の流れをどうやってつくるかが大きな私は取り組みの方向性だというふうに考えております。実際のそこらについては、先ほど言ったような、おうちでレストラン、おでかけレストランや、あるいはプレミアム商品券事業、今回もやらせていただいておりますけども、そういうことをやりながら何とか経済を循環させる、お金を循環させる、人を循環させるという施策に取り組んできたというところであります。その循環の内容について、その数値を述べれば成果として挙げられますけれども、そこらについて担当の方で何かいいものがあれば挙げていただければと思います。

●議長（宮崎信一君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（阿部光弥君） 市の施策については、先ほど市長が答弁の中で言われた内容であります。ただ、農業分野につきましては、事業を進めたからといってすぐ成果が出てくるという形ではないと思います。実際に農業法人が設立され、経営体はできていますが、それに従事する人が、いきなり就農という厳しいものがあるかと思います。実際ににかほ市でどういった農業がやられているのかということを、様々な先端の機械ですかスマート農業の取り組みを見せた上で、

初めて農業に従事する人が増えてくるものと思っておりますので、今、活発に組織の方が動き始めていますので、これから、またその新規就農へ繋がる事業の展開が、やることによって就農者が増えるんではないかという形でございます。

水産業につきましても、確かに現状としては厳しいものがあります。その中でも、今、なかなか全ての漁業者をまとめて意見を聞くということは厳しい状況です。それぞれいろいろな稼働の方法がありますので、それを一堂に会してというのは難しいという実情がございます。その中で、今、漁種ごとに、魚種、漁業の方法の団体ごとに、少しずつですが市と県水産振興センター等、それから漁協さんと併せた会議の場を設け、今後の漁業の展開、水産業の展開についても、直接話し合いを行って、将来的にかほ市の漁業、水産業の在り方というものを見出していきたいという考えでございますので、農業、水産業については、成果としてすぐ出せるというものは現在のところございません。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 商工政策課長。

●商工政策課長（齋藤和也君） 商工業の部分になりますけども、こちらの方、商工会さんの方のデータということにはなるんですけども、令和元年度から令和5年度まで、こちらの方の事業所の数というところにつきましては、製造業、建設業、飲食業、サービス業、こちらの方はほぼ横ばいというふうな状況になっております。ただ、やはり小規模の小売業という部分については、若干数が減っているというふうな状況があります。これは今、令和5年度の数字ということになっておりますけども、そこから更に厳しい状況が続いているというのは、こちらの方でも承知しているところです。

小規模小売業者関係につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、おでかけレストランですか、商工会さんのプレミアム商品券等事業があるというふうな状況ではありますけども、製造業の皆さんについては、市の方からの直接的なというところではありませんけども、今現在、例えば創業塾、こちらの方を使って新たに製造業を開始された方なんかもいらっしゃいますし、例えばビジネスマッチ東北ですかそういうふうなB to Bというか、ほかの企業と繋がりある新たな商業機会を得るような機会にもたくさん参加していただいているというふうな状況もありますし、これから市の工業振興会の方が中心となってですね、オープンファクトリーというものをやっていきましょうというふうな考え方もあります。地元の人、それから市外の皆さん、大きく言うと県外の皆さん、そういう人たちから、この地域の製造業でこういうことやっているということをアピールしながら製造業の発展にも努めていきたいと思っておるところです。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今までいろいろやられてきたと思いますけども、ずっと続いてるんですよ。人口減少、これはもうずっとです。どうしても歯止めが効かないところまできてる、この経済活性化というのは、結局人がいなければ回らないってのは、これ当たり前のことでありますし、だからそこら辺のところをですね、どうしたらいいのか。ましてや小売業というのは、大手、例えばですね、スーパーさんの大手とか来た場合、必ずそっちに流れるというのは、これ目に見て、どこの

県だろうと自治体だろうと分かっているわけです。だけれどもですね、まず一つは、外貨を稼ぐのも大切なことであります、地元の中での経済を回すということも必要だと思います。プレミアム商品券とか様々やられているようですが、ほとんど使われているのが小売ではなくて大手の企業さん、要するにスーパーとかですね、ガソリンスタンドもそうですが、そこに流れている状況であります。先日、先ほども言いましたが、商工会との懇談会の際、大変だと。それから、観光業なんかも含めて、前は作業員の方たちがずっと泊まって活用してくれた。今はほとんど無いと。どうしたらしいのか。それから、小売業も、もうあとやめると。先ほど令和5年までのデータですが、今年度なってもかなり廃業した小売、飲食業の方たちもいらっしゃいます。そこら辺のところもですね、もう大変なのは重々承知であります。自助努力というよりも、やっぱり官民一体となってですね、もっともっと話し合いしてですね、どうしたらしいのかっていう機会、先ほど農林水産部長の方からも話ありましたけども、もっと早くですね、今やってなかつたらすぐにでもやって、今後の対策立てていかなければ、にかほ市の経済、例えばこのあれですね、行政の事業なんていうのは、稼いでもらわなきゃ何ともならないわけですから、もっとしっかりと話し合いなり、懇談でも結構ですからやっていただきたいと。そうすれば、もっとよくなるんじゃないかということありますので、次の(2)番に移らさせていただきます。

人を呼び込むまちづくりについて。

人口減少対策は、市にとっても最重要課題であるが、過日、市長が同僚議員への答弁で「社会増減がプラスに転じた」ということを成果として述べられていました。都会からの第1次産業への就労誘致、一人親家庭の積極的誘致、ベンチャー企業創出育成等の様々な事業展開をなされてきて、その中の成果をもたらした主な取り組みとしては何か、また、どのような社会的背景がそのような成果をもたらしたのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)のご質問にお答えをさせていただきます。

本市の人口減少については、これまで何度も何度も繰り返し申し上げてきておりますが、若者の市外、近隣他市町への流出が大きな要因となっており、定住を促進し、市外からの移住者等を増加させ、若者の社会減を少しでも緩やかに抑え込むことが必要であるということは、これまで何度も述べてきたところであります。

人口減少対策の市の取り組みとしましては、子育て世帯への経済的住宅支援、あるいは移住・定住を促すための情報発信、子どもの医療費完全無料化や住宅リフォーム補助金制度のほか、ワーケーション推進事業やシティプロモーションなどの施策を通じて関係人口の創出と拡大を図ってきたところであります。

本市総合戦略の基本目標の一つである「人を呼び込むまちづくり」につきましては、令和5年度までの取り組みを通じ、数値目標の達成には課題を残す部分があるものの、交流・移住といった人口流入の入り口において、新規移住希望登録者数や移住関連イベントの相談者数が増加し、県外からの移住世帯数が増えてきているなど、一定の成果が上げられております。

それでは、初めに、第一次産業への就労誘致についてであります。農業に関しては、新規就農者12名のうち移住就農者が2名となっております。このように人数は多くはありませんが、こういった方々を迎えることができたのは、就農アドバイザーによる支援や研修期間中及び就農直後の補助制度、就農フェアへの出展、移住リエゾンや県地域振興局、あるいはJAなどの関係機関との連携など、多角的な支援の成果であると捉えております。

次に、ベンチャー企業創出育成等であります。これは総合戦略の目標としては「人を呼び込むまちづくり」ではなく、「次世代を担う産業振興」に関する項目となりますので、市外からの転入移住者だけではありませんが、これまでベンチャー企業創出事業として15名の方が起業をし、活動を行っております。

これらは旧上浜小学校「わくばにかほ」を拠点としたベンチャー創出育成事業が一定の成果を上げているものであります。この要因としては、コロナ禍を契機にリモートワークや二拠点居住が広がり、地方における起業や創業への関心が高まったことが挙げられます。若年層や移住者の間で都市部の大企業に就職するだけではなく、地域で自ら事業を起こすという意識が浸透しつつあります。

また、国や県の支援政策との相乗効果も大きな要因であります。国においてスタートアップ育成5か年計画が進められ、資金供給や人材育成が強化されております。加えて、秋田県においても、起業補助金や人材支援プログラムが拡充され、本市の施策と組み合わせて利用できる環境が整っております。

さらに、B to G、すなわち自治体や公共部門との取引市場が拡大していることも追い風となりました。全国的にも行政のDX推進や地域課題解決型ビジネスの需要が高まり、ベンチャー企業にとって行政との連携による事業機会が広がっているところであります。

地域金融機関や支援団体が連携してベンチャーを支援する体制が強化されてきたことも成果の一因であります。地域内ネットワークの成熟により、起業者にとって資金調達や販路拡大、販路開拓が進みやすい環境が整いつつあります。

以上のように、本市の施策に加え、社会的な起業志向の高まり、国・県の政策支援、行政需要の増加、デジタル化の推進、地域ネットワークの充実といった要因が複合的に作用したことによる、よりベンチャー創出育成事業の成果が後押しされたと認識しております。

これら第一次産業への就労誘致やベンチャー企業創出育成等が一例となります。去年ようやく社会増減について、微増ではありますがプラスに転じました。これは地元大手企業の積極的な採用活動による社員寮の建設も大きな要因の一つではあります。人を呼び込むまちづくりは単体の事業のみで成果が上がるものではありません。移住・定住の促進を含め、必要な施策をジグソーパズルのように配置し、それらが互いに補完し合いながら機能する、いわゆる政策の補完性が発揮されるよう取り組んできた結果であると認識しております。

これから結婚し、子育てに入ろうとする若者世代の多くが、相変わらず市外に転出してしまっているこの状況を抑え込むため、若者福祉の充実に向けた施策を展開し、それぞれの施策が分野を横断しながら他の政策と補完し合うよう取り組むことで、人口減少社会の克服に繋げていきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 大分、市の施策により、その人口の流入が増えたというような答弁がありました。最後に、大手企業さんの住宅ですね、あの独身寮の開設から、それで増えたということで、微増だが増えたということなんですが、かなり大手企業さんの方で大きな寮を建てていただきましてですね。本荘もそうですけれども。ただですね、先ほどありました若者たちの市外への流出の要因ですね、そこはどのように分析されているかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 若者の市外への流出要因については、これまで何度も何度も述べてきているところであります。私の方での分析の結果ですが。当然のことながら利便性を求めて市外へ流出することもあります。若い人たちの志向としては。しかしながら、一方で、流出した人がにかほ市の子育て支援をもって再流入してきている方もいることも確かであります。

そのようにして流入出については、どうしても移動の自由、憲法で保障されているように移動の自由がありますので、それを抑え込むことはできませんが、にかほ市にとどまるなどを促すための取り組みをしていかなければならないというふうに考えて、若者福祉というスローガンを掲げながら取り組んでいるというところであります。

大きく、じやあ県内の他市、あるいは近隣他市というふうに言いますが、大きくにかほ市から流出している特に若者たちの流出先というのは、もう大体限られています。それは、県庁所在地と、あと隣市であるということは、これは間違いないかもしれません。これはもう調査結果で分かっています。

なぜ流出したのかということについても問い合わせると、やはり先ほど言ったように利便性の問題もありますが、一つに、自分たちの魅力のある賃貸住宅がないということは、これはもうずっと言われておりますし、今も既に言われてきているということです。こういうことを一つずつ解決させていきながら流出を防いでいかなければならぬというふうに考えております。それが私の分析結果の一つであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 利便性、大きいですよね。都会からこちらの方に来られたリエゾンの方たちも含めてよくおっしゃいます。子どもが病気したときにどこへ行ったらいいのか。交通の不便さ、前にお話しましたけども、都会では一家一台です。我々は一人一台の車持っておりますが、自分の旦那が職場に行ってしまえば、交通機関が無いと。そういうことで利便性当たり前です。私の知り合いの方たちも、仁賀保のアパートに入っておりますけれども、本荘に家を建てました。なぜか。ショッピングなり、それから交通機関なり、病院なりということです。だから、そこ辺のところもですね、十分整備していかなければいけないんではないかということです。簡単なことではございませんけどもですね、そういうものをしっかりとですね、将来を見据えたような整備の仕方をしていかなければ、人口は減る一方と。ましてやね、今の若い人たちは、いろいろ社会に、世界にですね、飛び出したいんですよ、いろんなことを、いろんな考え、いろんなことをやりたいということで。それは構わないと思います。ただしじゃあ魅力、にかほ市にいる魅力というのは何かという創設が一番必要でないかと思います。そこ辺のところを、もうちょっとですね、若

い方たちといろんなお話しして、また、その家族の方たちもですね、十分に、どこの部課所か知りませんが、そのところは検討していくべきことではないかと思います。そうしないと、どんどんどんどん大手企業さんだけに頼っていたら大変なことになるかと思います。

では、(3)の方に移らさせていただきます。

結婚・出産・子育ての希望をかなえるについて。

「結婚しやすい環境づくりとして出会いの提供」「支援センター入会登録料の全額助成」「妊娠・出産・子育てへの助成金交付」などの事業を実施してきましたが、現状の評価と今後期待される成果をお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)のご質問にお答えをさせていただきます。

市民の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえるための支援については、少子化対策として非常に重要であると考えております。

本市では、結婚を希望する方々が、安心して一步を踏み出せるよう、出会いから結婚に至るまでの切れ目ない支援を進めております。

具体的な施策の(1)結婚支援については、これまでの取り組みとして出会いの場の提供を目的としたイベントの補助、きらきらにかほめぐり会い支援事業や、あきた結婚支援センターの入会費助成を行ってまいりました。さらに、出会いの機会創出にとどまらず、交際から成婚までを重点的にサポートする1年成婚支援事業を展開しているところであります。加えて、令和5年度からは、婚姻に伴う経済的な不安を軽減し、結婚への機運を高めるため、にかほ市結婚新生活支援事業補助金を創設し、新生活スタートアップ費用の補助を実施しております。

これらの制度については、徐々に認知度が高まり、成果が現れてきております。また、今年度は、7月にきらきらにかほめぐり会い支援補助金を活用した交流会が開催され、およそ50名の参加者を集め、好評を得たものであります。参加者からは、次回開催を望む声も多く寄せられており、今後は市の主催も計画するほか、市民有志によるイベント関係への補助を含め、今定例会に補正予算を提案しているところであります。これらは、婚姻数の増加など、直ちに目に見える成果が現れる取り組みではありませんが、引き続き、結婚を望む方々を後押しする多様な施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的な施策の(2)妊娠・出産・子育て支援の①妊娠・出産・子育ての包括的支援としては、令和元年10月に設置したネウボラあのねを拠点に、保健師、助産師が母子手帳交付時に全妊婦と面談を実施し、様々な不安や悩みに寄り添い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めております。

また、妊産婦医療費助成事業では、妊産婦の健康増進と経済的負担の軽減のため、妊娠中の医療費の一部助成を行っております。

②保育料完全無償化については、令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児から5歳児クラスの全員及び0歳児から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもの保

育料が無償化されましたが、本市では家庭状況に関係なく全ての子どもの保育料を無償化しております。また、副食費につきましても、全額助成をしており、保護者の負担軽減を図っているところであります。

具体的な施策(3)子育て環境の整備については、①子育てサポートの充実として、保育園・認定こども園での延長保育、一時預かり事業を実施しております。未就園児に対する一時預かりは、育児疲れなどによるリフレッシュ目的での利用もでき、令和5年度より利用料を無償化し、精神的負担、経済的負担の軽減を図っております。

また、病児保育事業では、令和6年度より病児対応型を新たに開設し、市民、市内保育所在園児、市内企業に勤務されている方については、利用料を無償化して実施をしております。共働き世帯が安心して就労できる環境整備が図られているものと考えております。

②子育てに関する複合的な支援体制の整備としましては、児童福祉法の改正を受け、令和6年度に母子保健と児童福祉の組織を統一し、全ての妊産婦・子育て世代・子どもに対して、切れ目ない支援の実施と相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センターを設置しております。令和8年度からは、母子保健部門を「スマイル」内に集約し、多様な問題に早期に対応するため、相談しやすい環境を整え、安心して出産・子育てができる支援体制の充実が図られているというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） このような支援事業は、国、本当、国策でですねしないと大変なことになるということで、どこの県でも自治体でもですね行われている、先ほど言わわれました支援事業であります。

にかほ市の場合、今回ですね、出生されたお子さん四十何人でしたっけか、ちょっと忘れましたが、それくらいしかいない。来年度のあれですか、新入生も大分減っているようですので、教育長の方でよく把握されていると思いますけれども、これに関してはですね、結婚というか補助金事業について、成果が上がっていると言いますが、成果とは具体的に数字はどのくらいの数字を示されているのか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） なかなか今のご質問に対する答弁は、どのように答弁していいのかちょっと分かりづらくいるところでありますが、答弁、大丈夫かな——。いずれにしろ、確かににかほ市の出生数は極めて少なくなっていますが、この傾向については全県的に、日本全体ですね、令和7年度については今、上期だけで33万人しか生まれていないということあります。これをとどめるためにどうするかということを考えたときに、私どもとしては、これまでの子育て支援策を更に踏み込んだ施策を開拓していくかなければならないということで、今、一生懸命企画し、先ほどの答弁の中にも一部含ませていただいているというところであります。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） それでは、成果についてお答えいたしますが、出会いの場の創出というイベントについては、先ほど市長のお話のとおり50名ほどの参加がありま

した。そういう場の提供はしておりますが、そこから具体的に交際に至ったとか、結婚に至ったとかというところまでは、我々の方ではそこは把握しておりませんので、そこについては数字としては押さえておりません。

1年成婚事業につきましては、これまで実施してきておりますが、これまで2名の成婚は成立しております。それ以外の方は成婚までには至っておりませんが、決して多い数字ではありませんが、やはり成果としてはそういう数字が出ているというところであります。

●議長（宮崎信一君） 斎藤光春議員。

●2番（斎藤光春君） 前にもお話しましたけど、これ人生観なり結婚観というのが、非常にもう若い人たちのは、我々のときとは変わっております。結婚イコール幸せとかですね、子どもをつくって幸せというようなことではありませんので、これ仕方がない。こういうような傾向は、もう十分にどこでも苦労されていることは重々承知であります。

ただですね、このままでいったら、もう本当に人口減はそのままでありますので、先ほど出会いの場の設定、ただ、この出会いの場というのが、トラブルがですね、全国でも大変多くなっておりますので、行政の方でどこまで関与するのかというのも今後しっかり検討されてやられた方がいいんではないかと思います。

それからですね、出会いの場の設定、そして結婚へもっていくということで、若者支援住宅というのをその一つとしても施策として盛り込んで事業展開しておるわけなんですが、これによってですね、今どれくらいのですね成果が得られると予測されているか、計算されていると思いますので、ある程度の数値をお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員がおっしゃるように、確かに結婚、あるいは子育てに関する若者の志向、考え方が、時代とともに変化してきている、それはそうだと思います。確かに、かつては、多産多子の時代がありました。戦前などは、子どもの数が多くかった。それは子どもたちを児童労働というのが当たり前の社会であると。ところが、近代化が進み、現代化が進み、子どもたちはそういう児童労働などとは当然のことながら、家族の仕事の手伝いをするということではなく、子どもたちも更に自己実現のできるような社会づくりがずっと進められてきた。これは私は正しい姿だと思っています。その中で若い人たちの考え方が変わってきて、これも当然の世界だと。それは日本だけではなくて、先進国病とも言われているものであって、どこの国でも同じ傾向が進んでいくということです。

行政がすべきことは、やはり結婚しやすい環境、あるいは子育てしやすい環境、あるいは若者たちが出会える環境を整えることであると。その後の結婚をするか、あるいは子どもを産むかについては、これは個人的な内容でありますので、私どもがそこに関与することはできませんし、そこをするとハラスメントの一つというふうになってしまふというふうに思っています。あくまでも、場の提供、あるいは環境づくりが行政の役割。その先について、やはり目指しているものがありますが、それについては先ほど来の議員の質問にありますように、例えば利便性の充実については、大都市であれば、人口の多いところであれば、民間企業が勝手に来て、勝手に事業を起こして勝手に

やってくれるわけですが、2万人ぐらいの地方都市であると、行政が仕掛けないとやれないわけですし、民間企業も入り込んできてくれないわけですから、そういうことも含めて複合的に政策の補完性を発揮していかなければならない、その一つが若者支援住宅であって、これによって人数が何人増えるということではないというふうに思っております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 先ほどありましたこの若者の考え方ですね、人生観のあれというのは大きな影響を及ぼして、簡単にはすまないこと。結婚観もそうですから、このようなことで簡単にですね、行政がどうこうするか、どうなるということではないと、これは重々承知であります、ただ、このままいきますとですね、本当ににかほ市の人口減少は、もう加速するばかりでありますし、まして若者支援住宅、これから20年間の負債を抱えてやるわけです。そこまでの間ですね、どれくらい流出なり、それから減少を食い止めるかということをしないとですね、財政の方が非常に間に合わなくなるんじゃないかと思いますので言わせていただきました。

私はただ、この結婚なり出産なりということは、先ほどあった、2番目に言いましたが、人を呼び込むまちということで、もう全て関連しておりますけども、別に若い人たち、我々の元職場では、どんどん世界に飛び出していって、活躍してくださいと。にかほ市をどんどんPRしてくださいと。ところが、ここで頑張りたいと。ここに来たいという方たちを、どうやって支援するかということが大切になってきますので、次の(4)番の持続可能な地域づくりについて、旧3町とも周辺集落は——(4)番に移ります。

持続可能な地域づくりについて。

旧3町とも各周辺集落は過疎化が進み、自治会の運営もままならない現状にある。各地域の活性化に向けた「豊かな暮らしを支えるまちづくり」として講じてきた施策についての成果及び現状を踏まえた今後の取り組みの考え方について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(4)のご質問にお答えをさせていただきます。

本市ではこれまで、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、地域コミュニティの維持・活性化に向けた施策を講じてまいりました。

具体的には、地域が主体的に実施するイベントや交流活動への助成、買物弱者対策としての移動販売事業などがあります。

具体的施策(2)豊かな暮らしを支えるまちづくりの①高齢者の居場所作りとしては、集落サロン事業を実施しており、令和6年度実績では60自治体が49か所のサロンを開設し、実人数1,171人、延べ8,565人が参加しております。また、令和6年度からは重層的支援体制整備事業の地域づくり支援事業として位置付け、子どもや障害者など、世代や属性を越えて交流できる場としておるところであります。

サロンの代表者からは、課題として、運営にあたる新たな担い手の不足と疲弊、あるいは自ら孤立化している方の微増が挙げられているところであります。

その対策としては、担い手同士の情報交換の機会を設けることで、有益な情報交換や課題の検討を行うとともに、担い手仲間をつくる場にしているところであります。

また、閉じこもり傾向のある人を民生委員と連携して情報を把握し、訪問などを行いながら地域の通いの場に繋げていくなどの対応を行っているところであります。

多様な主体がつくる多様な居場所づくりの推進については、自治会、民生児童委員、老人クラブ、婦人会、PTA、商工会、介護施設関係等の地域の様々な代表や有志と生活支援コーディネーターから成る協議体「にかほ市ささえあい創り隊」により、3地区に居場所となる通いの場が設置されております。高齢者や子どもはもちろん、協議体のメンバー間で、お互いに顔の見える関係ができるほか、相互に相談したり気遣ったり、助け合ったりする関係が築かれているところであります。

今後、更にコミュニティ形態が活性化していくことに期待をしているところであります。

②の地域公共交通の維持につきましては、コミュニティバスの利用者数は目標値を上回る成果を上げておりますが、一方で時間的・地理的に交通空白が生じている現状もあります。毎年開催している地域公共交通活性化協議会において、現状の分析・共有のほか、協議会委員、特に利用者代表等から利用にあたって不便に感じていること、改善が必要と考えられていることなどの意見をいただき、対応可能な部分から改善に努めているところであります。引き続き住民が利用しやすい交通手段の在り方について検討を進めてまいります。

③の若者によるまちづくりでは、若者円卓会議を開催し、特に若年層の市民の市政への関心増幅と人口減少社会の多様な課題について、多様な視点を持つ市民とともに解決を目指す協働のまちづくりを進めてまいりました。現在は、五つの部会に分かれ、市政ゼミなども実施しながら市の課題を共有し、他人事ではなく自分事として取り組む活動をしております。引き続き、若い市民を交えた協働のまちづくりを進めてまいります。

ご質問にあります自治会の運営については、高齢化率の高い自治会が増えていることや過疎化が進行し、将来的な自治会運営継続そのものが課題になってくるというふうに考えております。

自治会運営については、本年度、市内全域を対象とした集落点検を実施しております。初めての実施となりますので、その結果を踏まえ、地域の実情に即した今後の在り方を検討してまいります。

点検結果については、現在取りまとめを進めているところでありますが、主な意見や課題としては、やはり担い手がない、自治会活動に無関心な人が多い、若者が参加しないなどが挙げられています。少数意見では、会長後継者がいないなどの回答も見られました。こうした実情を踏まえ、点検結果がまとまった際には、自治会との意見交換や必要に応じて今後の方向性の具体的な協議を行うなど、個々の状況に合わせ、今後の在り方を検討してまいります。

こうした多角的な取り組みを通じ、高齢者等の居場所づくりの推進、公共交通の利便性確保、若者を中心とした地域づくりの担い手育成、そして地域自治の持続可能性を高め、将来にわたって安心して暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） どこの地域でもですね、その高齢化なり過疎化という、周辺集落では町場

の中心部でなければ進められています。一番言われているのは、高齢化に伴ってですね、生活環境の整備は非常にできない状況にあると。例えば例を挙げますと、草刈りをやってくださいというようなことをやってもお金が無いからできないというような話をよくされます。そういう例えは過疎化でも高齢化しているような地域の方たちへのその配慮ですね。それから、その環境整備なり、こっちからの支援なりということも、今後考えていくだければ、先ほど点検しているという、集落の点検をしているということですので、そこら辺もしっかりととした、見据えた行政の取り組みを今後考えていただきたいと思います。

次、最後の2番に移ります。

にかほ市の将来像について。

市長は、にかほ市の理想的な将来像を描いて2期8年にわたる市政を担って、このたび、先日の後援会での三選を目指して市長選に臨むというようなことをお話ししています。将来のあるべきににかほ市のビジョンをもって、責任を持った施策を講じているものと察します。5年後、要するに、先ほど来られましたですね中学生たちが社会に出るようなときに、にかほ市をどのようなまちにしたいと考えているのか、市長の考えをお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番についてお答えをさせていただきますが、このご質問の一端については、これまで議会を初め様々な場面で述べたり、あるいは市広報コラムで書かせていただいたりしながら、その時々の話題を強めにしながら、進むべき方向性、私の考える方向性について示させていただいておりました。

その上で、まず述べるべきは、令和8年度までの直近5か年についての市の将来像については、第2次にかほ市総合発展計画の後期5か年計画の中で示され、同計画を進めていく上での基本理念「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」を念頭に、行政運営を行ってきたというところであります。

他方で、本市の総合発展計画を遂行していく上での前提条件については、流動的な国際情勢による社会環境の変化、多文化共生や米政策の激変、あるいは国際情勢の劇的な変化などにより、新たな視点を加味しなければならなくなっているのも事実だと考えております。

令和9年度からの新たな計画期間に向けて、今後策定作業が本格化していくので、その過程で広く市民の皆さんとの声に耳を傾けながら、市の将来像を更に描いていければなというふうに考えていますが、ご質問については、現時点での市政運営を進めていく上での私の考え方、視点についてであるというふうに考えておりますので、その点についてお答えをさせていただきたいと思います。

これまで述べてきているところですが、私が展望するにかほ市の将来ビジョン、展望については、「にかほ市の存続と発展」という言葉にまずは尽きます。そして、その展望を実現するための戦略として、人口減少の克服を掲げ、更にその戦略を社会減の抑制、自然減の抑制、人口減少社会の対応の三つに区分しているところであります。その上で、これまで取り組んできた様々な施策や

事業が、この三つのどれに貢献しているのかという事業仕分けを行ってきております。

このような体系化を図ったのは、私が日頃から繰り返し述べている政策の補完性を見る化するためであり、また、今現在の取り組みだけでなく、今後取り組む施策が、いかに人口減少の克服に役立つかということを、組織内で意識付けすることを意図したからであります。正直なところ、私自身もこの資料によって日頃から人口減少を克服するために、私たちがすべきことは何かという視点を持ち続けることができているところであります。

市の存続と発展のためには、人口減少の克服への取り組みが必要不可欠であります。これは、先ほど来議員が述べているとおりであり、ご質問にあるとおりであります。

地域内経済循環も人がいてこそ成り立ちます。また、空き家問題についても、合併当初から5,000人の人口が減少しているということは、5,000人分の住宅が必要でなくなったということあります。すなわち、全ての経済活動のベースは人にあるというのが当たり前のことを、私たちは改めて痛感し、認識しなければならないというふうに考えております。

では、人口減少を克服するために何をすべきかですが、それには社会動態と自然動態の両面からのアプローチが必要だと思います。そして、地方都市のほぼ全てが、社会動態については社会減、自然動態については自然減のダブルパンチを受けている状態にあります。この状況の打開策として、行政がまず取り組むべきは、社会減の抑制、社会増の追求であり、その典型的な取り組みが子育て支援であります。もちろん子育て支援は、もともとは子どもたちの成長を目的として、地域が一緒になって取り組むものですが、あわせて子育てしやすい環境を整えることは、子どもを持つ親に、その地域の魅力を気づかせ、市内への移住・定住を促すといった社会増への好影響を生むにも繋がっていくものであります。

このように子育て支援は福祉分野の行政効果だけでなく、移住・定住といった社会分野にも大きな効果をもたらします。一つの政策で複数の行政目的を意図的にターゲットにするといった立て付けこそが戦略的な政策の補完性ということになります。

私の公約の一つに「若者が躍動するまち」というのがあります。この地域は、斎藤憲三先生の2勝98敗の逸話に見られるように、もともと起業化精神の旺盛な地域、チャレンジ精神の旺盛な地域であったと思います。そしてそこには、その時々に若者のチャレンジを応援し、戒め、そして慰め、おだてながら成長させようとする気概あふれる粋な大人たちが多数存在する先進的な地域であったというふうに思っています。

私は、活気にあふれる地域になるには、やはり若い人たちが夢や希望を持ち、その実現に向けたチャレンジができる社会でなければならないと思っています。その意味からも、近年、起業を希望する若者が増えているのは望ましい傾向だと思っています。

以前から述べているように、行政課題も含めた社会課題の解決をビジネスチャンスとする社会起業家ソーシャルアンドプレナーの創出が起業化教育の推進という考え方の下で、国全体で進められていることも理由の一つとして挙げられます。

ですが、もとより、この地域は起業化精神にあふれたところであります。それはこの地域の特性、強みであるので、引き続きそれを伸ばしていくことが重要であると考えています。

先日、商工会の関係者の方とお話したとき、商工会主催の創業塾の参加者が20名もいたということを快活に述べられていました。私は「若者福祉の実現」というスローガンは、引き続きこの地域にとってのキーワードになっていくものというふうに考えております。

もう一方の自然減についてです。

日本全体の出産数が激減している中で、かつてのような出産数に回復することは大変厳しい状況にあります。しかしながら、それでもなお、その原因が分かっているなどとすれば、出生数の回復に向けて、諦めずに挑んでいかなければなりません。今後は、この自然減の抑制のための取り組みが肝になると考へております。

また、自然減については、高齢者の方々の健康寿命の延伸に向けた取り組みも大切であります。健康で、いきいきと長く暮らしていける環境を整えることも、行政に与えられた大きな役割の一つであることに間違いはありません。自然減の抑制については、まずはこの二正面からの取り組みが必要であると考えています。

去る8月24日、仁賀保勤労青少年ホームで、にかほ市教育魅力化シンポジウムが開催されました。元サッカー日本代表監督の岡田武史さんが基調講演の中で、ネイティブアメリカンの言葉を披露されておりました。「地球は子孫からの借り物である」という言葉です。今を生きる私たちは、自分の生まれ育ったふるさとを、未来にこの土地で生まれて成長し暮らしていく私たちの子孫に対して、責任を持って引き継いでいく責務を負っているということであります。

この言葉は、環境問題に向き合う際のキーワードとされていますが、私は地域社会の仕組みも含めた全てのことに当てはまる言葉だと思います。特に行政は、今を生きる暮らす市民の皆さん、子どもからお年寄りまで全ての人が健康で文化的な生活が送れるよう取り組んでいかなければなりませんし、これまで微にいり細にいり、そのような施策を組み立て、修正しながら取り組んでまいりました。他方で、今を生きる私たちは、今がよければいいといった利己的な考え方であってはなりません。ネイティブアメリカンは、未来を終わらせないために、今私たちが何をしなければならないのかということを、責任を持って考え方行動することを求めているのだと思います。だからこそ、今を生きる私たちは、未来に対する責任を自覚し、今すべきことに臆することなくチャレンジしていくことが必要なのだと思います。

この文脈から、議員のご質問にある5年後についてお答えをさせていただくならば、5年後は時間軸の中の一つであり、私の中では、そこで完結するというものではありません。その時の私の目標は、にかほ市に暮らす人々は、自分たちが暮らす地域、ふるさとにかほ市を、今以上に誇りを持って自慢できる地域になっているということです。そのためには、多くの人がわくわくできる環境でなければなりません。笑門来福、笑う門には福来るであります。そして、停滞感、あるいは閉塞感を抱かせないためには、常にアップデートをしていかなければなりません。転がる石に苦つかずであります。活気ある地域になるためには、多くの人が暮らしていなければなりません。子どもからお年寄りまで、いろいろな悩みを抱えた人もいると思います。それでも、ここにかほ市で暮らしていれば、少しでも心が安らぎ笑顔になれる、にかほ市はそんなコミュニティであり続けたいと思っています。そして、それは決して行政だけで築き上げられるものではありません。市民や企

業、子どもからお年寄りまで、全ての人が一緒になって取り組んでいかなければなりません。それにはそれぞれの立場によって役割があると思います。

例えば今日、傍聴している中学生の皆さん一人一人にも、大いに学び、大いにふるさとを好きになり、大いに夢を持って羽ばたいてもらいたいと思います。先ほど議員がおっしゃったように、決してこの地域にとどまることだけが全てではありません。大いに羽ばたいていただきたいと思います。そしてその先に、自らの足元をきちんと見つめることのできる大人になってもらいたいというふうに思います。それが中学生の皆さんに課された課題であり、役割であると思います。

一方の私たち大人は、利他の心、利他の精神をもって、自分たちのそれまでの人生経験を生かしながら、地域の発展に引き続き尽力していかなければならぬのではないかと思います。それは、市長であるとか、市役所の職員だけに与えられた役割ではありません。議員も含めた市民の皆さん、そして、後ろにいる中学生の皆さん一人一人に課された課題だと思います。

●議長（宮崎信一君） これで2番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時15分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、3番佐々木正勝議員の一般質問を許します。3番佐々木正勝議員。

【●3番（佐々木正勝君）登壇】

●3番（佐々木正勝君） 3番佐々木正勝です。通告に従って質問させていただきます。

働きやすい健全な職場環境の整備についてです。

社会情勢の変化によって行政が対応すべき課題が、複雑・多様化していることで職員の業務負担が大きくなっています。メンタル不調を防ぎ、職員がやりがいをもって働く「働きやすい職場環境づくり」が重要となっています。

本市においては、行財政改革大綱で、働きやすい環境づくり推進として、時間外勤務常態化の解消や職場内でのハラスメント事案発生の防止・職員の健康管理体制の強化等に取り組んでおります。

第4次計画の働きやすい環境づくり令和5年度進捗状況では、概ね計画どおりに進捗できていますが、「ハラスメント対策の充実」が計画以下の進捗で、課題が残された状況となっています。

本年4月には、第5次行財政改革大綱を策定し、ホームページで公表しています。第4次計画の継続課題を含め、計画どおりの進捗による働きやすい職場環境の実現に期待したいものです。

そこで以下伺います。

(1)第4次計画では、働きやすい環境づくりに「働く環境の見直しと整備」「ハラスメント対策の充実」「職員の心身の健康維持・増進の支援」の3項目が挙げられていますが、第5次計画では、

働きやすい環境づくりの取り組み事項が見直しになっております。取り組み事項の見直し経緯と、職員の心身の健康維持・増進の支援についての考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、(1)についてであります。

近年、社会情勢の急速な変化や行政ニーズの多様化により、地方自治体の業務はますます複雑化・高度化してきているところであります。

こうした状況の中で、職員一人が心身ともに健やかにやりがいを持って働く職場環境の整備、これについては行政の持続的な運営にとって不可欠な課題であり、にかほ市としても最重要施策の一つとして位置付けをしているところであります。

第4次行財政改革大綱では、職員が安心して働ける環境づくりを目的に、働く環境の見直しと整備、ハラスメント対策の充実、職員の心身の健康維持増進の支援、この三つの項目を柱として取り組んでまいりました。

第4次行財政改革大綱から5年が経過し、デジタル技術の進展、働き方に対する価値観の変化、公共施設の再編など、自治体運営の在り方そのものが見直しを迫られている状況となっていることから、第5次行財政改革大綱では、これまでの進捗状況や課題を踏まえ、より実効性のある施策に重点を置くため、取り組み事項の構成を見直しました。特に職員の心身の健康維持増進の支援については、単なる健康診断や相談体制の整備にとどまらず、職場内コミュニケーションの促進、業務量の適正化、柔軟な働き方の導入など、より包括的な視点で支援を強化する方針です。

今後は、これらの施策を通じて、職員が安心して働ける環境を整備し、心身の健康を維持しながらやりがいを持って働く環境の実現を目指してまいります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、第5次計画でのその経緯を伺いました。そこで、まず、より実効性のあるものに取り組むというふうに述べられておりましたが、私、4次計画と5次計画を、4次を左、5次計画を右側に、取り組み内容と、それから取り組み指標、それをちょっと作ってみたんですね。そしたら、この4次計画で取り組んでいる環境の見直しと整備、ハラスメント対策の充実、これに関しては、第5次計画に継続されているんですね。5次計画では、文言こそは違うんですけども、働きやすい環境づくり、これはハラスメント対策の充実、これが該当するんですね。働く環境の見直しと整備、これは残業等を含めて入っているんですけど、これが働き方改革になっているんですね、第5次では。ただ、その第4次で取り組んでいる職員の心身の健康維持増進の支援というのは、5次計画ではどこにも見られないんですよ。なおかつ、4次計画で取り組んでいるその取り組み内容に③番目として、上司や同僚に相談しやすい職場の環境づくりというのが挙げられているんですよね。この職場環境づくりというのは、私はこれでいいというふうには、例えば結果としてここまできたからいいやというふうには言えないテーマだと思うんですよ。この働きやすい職場環境というのは、永遠の課題として重要な取り組みと私は思っています。ですから、そういう形

の文言が第5次計画には載ってないんですね。いや、この中に含まれていますよというふうに言うかもしれません。でも、私はここに、その文字を入れて、きちんとした計画性を持った取り組みというのが必要じゃないかなと思うんですよね。

5次計画で働きやすい環境づくりの指標というのが、研修年1回やるっていうんです。年1回やる研修、これが指標なんですよ。1回やればオーケー。働き方改革、これ時間外勤務時間、前年度の5%削減。前年度が5%削減できていなければ、翌年、要はプラスになった残業時間の5%削減しかならない、そういうた取り組みの指標が、まずここに挙がっているんですね。男性育児休暇の取得率、これはもう取り組むべきで、これは私も賛同しますが、このところにですね、職場の環境づくり、これが挙がってないというのは、とても残念なんです。職員の健康維持増進の支援のところを取り組み指標のところに課題として挙げている項目というのは、やっぱり継続して取り組むべきものと思うんですね。ここに挙がっているその課題というのは、第5次計画を策定する時点で、この課題についての議論はなかったのか再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 再質問にお答えをいたします。

今おっしゃられましたとおり、第4次大綱と第5次大綱の比較で申し上げますと、第4次大綱の取り組み事項としてありましたハラスマント対策の充実、あるいは職員の心身の健康維持増進の支援、これらにつきましては、第5次の働きやすい環境づくりの取り組み事項の中に包含させたというのは、今、佐々木議員がおっしゃられたとおりでございます。

検討段階での議論という話でございますが、このハラスマント対策、あるいは働きやすい環境づくりというものを進めることができ、職員のその心身の健康維持増進の支援につながっていくということは言うまでもないことですが、考え方としては、この第5次の行財政改革大綱に掲げた全ての取り組み、ほかの分野のことも含めまして、それを進めていくということが、翻っては職員の心身の健康維持増進の支援にもつながっていくというような考え方も、明文化できておりませんが、そういう意図もまず含んでいるということをご理解いただきたいなというふうに思っております。

これは第4次大綱の途中の段階でも私、議会でも申し上げましたが、向こう5年間この指標なり取り組み事項を基に進めていく中で、やはり5年スパンという中では変化が多々あろうかと思います。今こういった大綱の指標等になっておりますが、当然中間年であるとかそういったところで、検証は毎年やっていくわけなんですかけども、内容の検討・見直し等は当然あり得るものとして、そこは含んだ形で今後取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、そこは柔軟な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、第5次計画の中に網羅されているというふうな説明受けました。でも、私もそのように思っているんですけども、ただ、こういった課題というのは、表に出すというようなそのことも必要かなと。そうした場合に、こういった形の中で作成されたものというのは、どうしても中身が見えない状況で進められるというのが普通だと思うんですよね。この計画という

のは、毎年年1回評価した後に市民に対して公表するというのも載ってるんですよね。これはホームページに載っていますよと。このホームページに載った時に、ここで乗せている取り組み指標だけが評価されているってなれば、その中身っていうのは全然見えてこないというのが私の危惧しているところなんですね。ですから、この計画の中にこういったものを文言として載せておけば、それがある程度その指標として、どのような形で取り組んできたのか、また、どういう課題が生まれてきたのかというような形が見える状態になるので、それはやはりその市民とのそういった情報共有の中でも、これは必要なことかなと思うんですよね。

住民に質の高い公共サービスを提供する基盤となるのは、職員一人一人の健康にほかならないと私は思います。その考え方の下、第4次計画で職員の心身の健康維持増進の支援を計画化し、取り組んだものと理解しましたが、第5次計画にはその文言が無かったということで今回この質問をさせていただきました。

ただですね、いろいろ見てる中でですね、厚生労働省の「こころの耳」というところにですね、Q&Aが載っていました。それにですね「なぜ職場環境がメンタルヘルス不調の予防となるのか」というのがあったんですよ。質問としては、「職場環境を改善することが、なぜメンタルヘルス不調を予防することにつながるのでしょうか」ということに対して回答がですね「仕事に関連したメンタルヘルス不調の発生には、複合要因が関連します。例えば人間関係がよくない上司がいるだけで、部下がメンタルヘルス不調を期して休職まで至ることは稀です。仕事が原因で心身の不調を期したケースには、単一の原因で不調が突然現れるのではなく、多くの要因が関与をしています。上司から依頼される仕事の役割や仕事の量、仕事の進め方の指示や裁量度、仕事のやりがい、上司への相談のしやすさ、同僚のサポートや支援の状況、困った時にプライバシーが守られる、相談する窓口はあるかなど、多要因が関連していると考えるべきです。安全で健康に働き続けるためには、働き方、働く時間、働く環境など、労働者を取り巻く職場環境全体に視野を広げることで、その多層の予防策を講じることが必要であります」とあるんですね。ですから、ここでいってるのは、第4次計画で取り組んでいるそのものなんですね。それが第5次計画のここの中に入れているとは言うものの、これだけその複合要因があるということは、この複合要因を主にした課題をどんと前に出した計画化にするべきと私は思うんですね。やはりテーマというのは、計画化して見える化して、その指標がどうなっている、そういう追い方ができるように取り組むというふうに私は考えるんですけども、再度伺いますが、先ほどの答弁で、5年後には見直すとかというふうな形で考えを申し述べていただいたんですけども、これ、今からでもですね、どつかにつけ加える、そのような表に見えるようなことっていうのはできないか、再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 大綱の中でその進捗状況は、毎年その状況を把握し公表するということをうたっておりますので、その成果そのものもそうですし、その成果の計り方そのものも毎年検証していくような形にはなろうかと思います。

今、最後の質問にありました、その大綱のいわば記載内容を、もし修正すべき点があればすぐにでも修正すべきでないかということかと思いますが、この場でそれをやりますというふうにはお約

束できるものではないとは考えておりますが、やはり、私は例えば先ほど中間年というタイミングを申し上げましたけれども、それはもう必要に応じて検討したいと思いますので、約束はできませんけれども、今の議員のご質問に関しては十分参考にさせていただきたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の部長の答弁、ありがとうございますと言えばいいのかわからないですけど、そのような形で進めていただければと思います。

計画的に進める意義としては、誰がいつまで何をするのかというのが明確になるからなんですね。私はそれを言いたいんですよ。ここに載せないとなれば、誰がいつまで何をするのかというのが見えないんですね。ですから、こういった明確化というのは必要だから、私はこういうふうに質問しているんです。ぜひこういった形になるようにですね、改革大綱に載せなくても、これは内部での管理でいいんで、こういった誰がいつまで何をするかというのが明確化しておいてもらえればいいと思いますので、その辺のところを要望して次の質問に移ります。

(2)メンタルヘルス相談対応窓口を各保健センターに設置した令和2年度から現在までの、心身的な理由による相談件数の状況と相談後の相談者への対応を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)以降についても、担当の部長のほうからお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、(2)のご質問にお答えをいたします。

メンタルヘルス相談対応窓口につきましては、職員のストレスチェックの結果配付時に、ストレスチェックの結果や内容につきまして、予防的アプローチを目的として保健師に相談できる体制を構築しております。

なお、ストレスチェックは、一般職員のほか、会計年度任用職員も対象としております。

相談件数は、令和2年度は年間3件、令和3年度は5件、令和4年度は2件、令和5年度は0件と推移しております。

相談内容は、職場での人間関係、ハラスマントに関する悩みなど多岐にわたりますが、特に職場の人間関係など、周囲に知られたくないという相談者の意向から、保健師との個別相談にとどまるケースが少なくありません。そのため、プライバシーの保護を最優先に、誰にも知られず相談できるという安心感を持っていただけるように、対応には細心の注意を払っているところであります。

一方で、相談内容によりましては、継続的なフォローアップを行い、必要に応じて職場環境の調整、上司との面談、支援などを実施しております。

保健師への相談以外にも秋田県市町村職員共済組合が実施している電話カウンセリング、あるいは対面でのカウンセリング、こちらの周知・啓発を行うなど、相談者が安心して話せる環境づくりに努めているところであります。今後もその相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

す。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 相談者がですね、5年まで累積として10件、これは多いのか少ないのか私分かりませんが、相談窓口を設置したということで、その相談者の伺う、ほぼこのくらいは来るだろうなという想定数はあると思うんですけども、今述べられたこの5年までの10件、この10件については、当局としてはどのように受け止めておりますか。多いのか少ないのか、それともこの程度なのかという、相当と、そういうふうに見ていくのかということをお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） このストレスチェックは、事業者としての市役所に義務付けられていることで、毎年行っておりますが、このストレスチェックの結果による、いわゆるハイリスク者、高ストレス者と判定された人の割合が大体1割程度。昨年、一昨年とこの割合が少し上昇傾向にあるということで、10人に1人がそういうハイリスク者であるということを考えますと、この相談者数というのは、ほんのごく一部にしか過ぎないのかなというふうな評価をしておりますが、そのストレスの原因になるものが、果たして職場であるとか、仕事であるとか、そういうしたものに起因するものとは限らないケースも多分に含まれているということもあるらうかと思いますので、単なる数字の面では軽々にそれが相談件数につながる件数が低いと、簡単に評価できるものではないかなというふうには捉えておりますので、そのあたりなかなか判断が難しいというところを申し上げたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 相談対応窓口に直接職員が伺うというようなことじゃなくて、今はストレスチェックの結果に基づいてそれを相談窓口に持っているというふうに私捉えたんですけども、通常であれば、相談窓口というのは相談者が、職場内の誰にも言えない、上司にも言えない、そういうふうに一人で悩んでいる時に行くところかなと私思ってるんですけども、そういったその職員が窓口に行くという、そういったことって、その職員ができるできない、要はあれなんですけども、相談窓口に対しての周知っていうのは、職員に対してはどのようにしているんでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） ストレスチェックそのものは、事業者が必ず行う義務付けがありますが、それぞれの職員が必ず受けなければならぬという義務は実はございません。ですので、ストレスチェックを実施した職員に対してのみ結果が個別に配付されると。それは、その本人にしか分からない形で配付されるわけですけれども、その結果を配付する際に、結果表とともにですね、その相談先、相談相手になり得る保健師であるとかそういったところを紹介する文章を同封して、この結果を受けて相談したい内容があるとすれば、そのいずれかの相談員と日程調整、個別にしていただきながら、その都合のいい時間、場所で、そういった相談をしていただけるよう、その先には、場合によっては産業医との面談というのもも実際にはルートとしてはあるわけなんですけれども、そういった形でストレスチェックを受けた方皆さんに対しての周知を図っていると、

相談先の周知を図っているということでございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 流れとしては理解しました。ただ、ストレスチェックって年1回なんですね。これは今、民間では義務付けされているんですけども、行政の方でもやるようになられたということで、このストレスチェックの実施というのは本当に重要な取り組みというふうに私も理解しています。

私も民間にいる時はですね、衛生管理者として社員の健康管理というところも受け持っていました。いろいろな相談を、やっぱりその衛生管理者としても受けるんですね。相談窓口には行けないけども、衛生管理者の私の所には、直にメールや電話などで相談事あるんですけどと来るんですよね。そういうたったその相談ルートも私は必要と思うんですよ。相談窓口だけがその悩んでいる人の受け口じやなくて、例えば上司であれば一番いいんですよ。本来、職場の上司が職場の部下というか職員のいろんな状況、顔色や悩み事や、それは察する能力が上司にはなければ駄目なんですね。朝、一つの挨拶、挨拶の仕方でも、あ、この人、何か昨日と変だなとか、いつもと違うなとか、いろいろそこで察して、ちょっと私のところへ来てと。何かあるのと、そういうたった形でコミュニケーションとれるような職場環境というのが、本来あるべきなんですけど、私、今の状況を聞いてると、こういったストレスチェックで窓口に行くぐらいしか、その方法がなくて、職員自ら、相談しているのかどうか分かりません、今の答弁ではそこがなかったので。その上司と部下、現場の職員同士のコミュニケーション、そういったことの要は良さ悪さでもって、そういうたった心身に不調を来す職員が出てくるんじゃないかなと。ですから、不調者の予備軍というのはいると思うんですね、このストレスチェックで出ない。出ないけれども予備軍として、こういうふうに、このままいけば発展するだろうなと、そういうものが上司が本来見つけるべきであって、職場の同僚が見つける、こういった形でその職場のコミュニケーションでそういう不調者を、誰それさんがこういうふうになってるというふうなことは今までなかったのでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） このメンタルヘルス相談対応窓口の活用状況に関するご質問だと受け止めましたので、その件数として先ほどお答えいたしましたが、実態を申し上げますと、この窓口ではなくて、直接例えば総務人事部門であるとか、若しくはそれぞれの職場の上司を通じて総務課の部門の方への相談があるというパターンの方が圧倒的に多いです、現状としては。ですので、そこは、ハラスマント対策もそうですけれども、ハラスマント対策要綱の中にいろんな相談員であるとか対策委員会の設置をうたっていますが、そのルートに乗るものよりも、むしろ、そういう上司経由の総務であるとか、総務へ直接であるとか、そういうたった相談の方が圧倒的に実態としては多いというのが現状でございます。

一番大事なのが、職場の上司、部下の関係の中でのその察知と言いますか、把握ということは、これは日常の上司の注視、あるいは部下が相談しやすい雰囲気づくりとかも大事ですし、あとは人事評価の期首面談、期末面談という、必ず上司、部下が面談する機会というのも設けられております。あと、採用になったばかりの新人職員に対しては、ブランザー・シスター制度というのもござります。

ざいまして、指導役の職員が毎月そういうミーティングを行うというような機会もございますので、そういった中でのコミュニケーションから、いろんなメンタルの不調であるとかそういったものが把握できたというケースも中にはございますので、必ずしもこの相談窓口に固執した対応をしているという状況ではございません。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今のお話を伺って安心しました。そういった形で、職員が行きやすいような窓口もあるんだねということでしたので、私はそれはそれでいいと思います。

ただ、どれだけそういった件数があるかというのは、表面に出ればいいというものじゃないんで、その辺のところは、逆に予備軍がそれよりも進まないような形で、予備軍で終わって正常化なるような形の体制づくりというのが必要じゃないかなというふうに思うんですよね。ですから、私はその辺のところで、相談しやすい窓口もそうなんですけども、相談を受けたその対応者、保健師さんというふうに先ほど述べましたけども、保健師さんがその相談事のところを内容的にまとめて、その後、フィードバックするというような形でしたけども、例えばこれ、例えばですよ、上司の問題でそういった悩みがあるとかって来た場合には、その上司に対しては、これ、質問以外になるか分かりませんけども、これもし答えていただいたらいいんですけども、相談後の相談を対応した保健師さんが、そういった上司によってこういうその悩みを持ってますというところは、どのような形でその上司に伝えているというふうな形になるでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 先ほど、最初の答弁で申し上げましたとおり、保健師への相談内容によっては、それが今度、総務の方にそれがつながって、更には継続的なフォローアップを行って、必要に応じた職場環境の調整、あるいは上司との面談支援などにつながっている事例もございますということですので、それをどう当事者であるところの上司と対応していくかというのは、非常に繊細でデリケートな話でございます。このメンタル系の相談者のほとんどが、自分が相談したことを知られずに相手方にその行為をやめてほしいというのがほとんどです。ですので、自分が相談したということを知られたくないというのが、まず大前提としてございますから、これは事案にもよりますけれども、そういったところを十分酌みながら、場合によっては一般的な話として、そういう当事者の相手方に対して、そういったことの注意喚起であるとか、そういったものをお願いと言いますか、当然相手方と言いますか、言われている方の方の言い分もどのように捉えているかというのも間接的にでも聞かなければなりませんけれども、いずれ相談者に配慮した範囲でできるだけの対応をしているということで、それはもうケースバイケースで一言では言えない内容でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 非常に難しい問題なんですね。この上司が問題というのは。私も経験上、本当にこれ大変でした。でも、やっぱりその上司には気づいてもらいたいというのがあって、やはりその上司に対してどう伝えるかというのは、伝え方の問題ですけども、よく考えればその上司も

理解してくれるので、その辺のところは、やりようによると思うんですよね。私はその辺のところは、対話、コミュニケーションで解決してきましたけども、やっぱり何としても信頼なんですよね。話をする相手が信頼していない人には、もう本当の意味でのあれっていうのは伝わらないし、言えないしというのがあるんで、やはり誰とでもそのコミュニケーションというのが問題になるし、信頼性というのも特に大事かなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

(3)「職員の健康管理体制の強化」の令和5年度課題としているメンタルヘルス不調時に相談しやすい環境の整備、専門的見地からの相談体制の強化、対応マニュアルの整備の現状を伺う。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） (3)のご質問にお答えいたします。

初めに、メンタルヘルス不調時に相談しやすい環境の整備について、現状の課題認識と今後の対応についてであります。

まず、メンタルヘルス不調に関する相談体制の整備は、職員が安心して働く職場環境を構築する上で極めて重要な要素であると認識をしております。

本市においても保健センターへの相談窓口設置など、段階的に取り組みを進めてまいりました。しかしながら、現実には、相談しやすい環境の構築には、なお多くの課題が残されていると認識しております。

その最大の要因は、メンタルヘルス不調の背景が、極めて個別性の高いものであるという点であります。すなわち、職員一人一人が抱える悩みや不調の原因是、業務量の過多、人間関係、家庭環境、将来への不安など実に多様であり、画一的な対応では十分に寄り添うことができないというのが実情であります。また、相談する側の心理的ハードルも高く、誰にどのように話せばよいのか、相談することで不利益は生じないのかといった不安を抱える職員も少なくはありません。このような状況の中で相談体制の整備が、制度としては存在しているが、実際には活用されにくいというような構造的な課題に直面していることを私どもとしても重く受け止めているところであります。

今後は、制度の充実に加えて職場内の信頼関係の醸成や相談に対する理解の促進、管理職の対応力の向上など、ソフト面での環境整備にも力を入れてまいります。

具体的には、人材育成研修での職場内の信頼関係の醸成を目的とした研修や、管理職を対象としたマネジメント能力向上研修を実施しており、職員が互いに尊重し合い円滑な連携が図れる職場づくりに資する内容としております。単なる制度の整備にとどまらず、相談してもよい、相談しても守られるという安心感を職場全体で共有できるよう努めてまいります。

いずれにしてもメンタルヘルス不調への対応は、制度と人の両面から支える必要があります。極めて繊細な問題でありますし、今後も、職員の声に丁寧に寄り添いながら、相談しやすい環境の実現に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

次に、専門的見地からの相談体制の強化ですが、職員がメンタルヘルスの不調を抱えた際に、安心して相談できる環境を整備することを目的として、外部専門機関の活用についても検討を進めてまいりました。

具体的には、専門的な治験を有する病院、クリニックなどへの委託を通じて、職員がより中立的かつ専門的な立場から助言を受けられる体制の構築を目指してきたところでございます。

しかしながら、現時点においては、委託に向けた具体的な実施には至っておりません。その背景には、委託先の選定にあたっての専門性・継続性の確保といった要件の精査や相談場所や時間設定、対面若しくはオンラインの相談方法の整備といった運用面の検討に時間を要していること、また、職員の相談ニーズが多様であることから、画一的な委託では十分な対応が困難であるという課題を抱えております。

今後は、委託の実現に向けて、引き続き専門機関の検討を進めるとともに、庁内の相談対応力の強化、管理職への研修拡充、相談後のフォローワーク体制の整備など、複合的な取り組みを通じて、職員が安心して相談できる環境の構築に努めてまいります。

次に、対応マニュアルの整備についてあります。

職員のメンタルヘルス不調への対応については、早期発見と適切な支援を行うための体制整備が重要であると認識しております。現在、庁内においては、相談体制の充実を図るべく、対応マニュアルの整備について検討を進めておりますが、現時点では職員のメンタルヘルス対応などの統一的なマニュアルとしての整備には至っていない状況であります。その主な理由といたしましては、先ほども申し上げましたが、メンタルヘルス不調の背景が極めて個別性の高いものであり、職員一人一人の状況や要因が異なることから、画一的な対応では十分な支援が困難であるという課題がございます。

しかしながら、一定の共通的な対応の流れを整理するということは可能であるというふうに考えておりまして、現在は総務課や所属課での初期対応、相談窓口の案内、職場復帰に向けた支援の流れなど、実務に即した内容について段階的に整備を進めております。特に初期対応については、総務課や所属課において、どのような対応をとるべきかといった点を明確にすることで、職場内での不安や混乱を防ぎ、相談者が安心して支援を受けられる環境づくりに繋がるものと考えております。

また、職場への復帰支援につきましても、医療機関との連携や段階的な業務復帰の調整、本人との面談を通じた支援計画の策定など、職員の状況に応じた柔軟な対応が求められますので、実務に即した手順の整備を進めてまいりたいと考えております。

今後は、こうしたマニュアルの整備に加えまして、職員への周知や管理職への研修を通じて対応力の向上と相談しやすい職場環境の醸成に努めてまいります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 多分今述べられたことというのは、(1)で私がやっぱり計画的に進めていただきたいというのに、全てそちらの方にいくんですけども、それが今述べられたのが、いつまでどのようにというところが、何か記載されたものがあるかなんですね。今、部長が述べられましたけども、ただそれが文章になっているだけなのか、それがいつまで誰が取り組むようになっているかという、そういう体制が私は大切なと思うんですけども、その辺のところをひとつ再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 今、第5次の大綱の中にも、そのような期限といいますか、取り組みの時期というものに関しては、項目そのものが載ってないということでござりますので、それは明文なってませんし、ほかのその他の文書等に関しましても、今の件に関して対応する時期というものをうたっているものは、一切今のところ無いというのが現状であります。

しかしながら、先ほどストレスチェックの結果によって、高ストレス者が増加傾向にあるということもございますし、昨年ですか、佐々木議員からご質問がありました中途退職者の状況等にも、これは、全てではございませんが影響を及ぼしていることを重く受け止めますと、やはりこれは遅くない段階でそういうものを明らかにしていく必要を感じているというところでございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 自分が述べたいなと言いたいことが部長から出ましたけども、こういうことって休職者とか、それから退職者、につながることなんで、こういう重要な課題というのは、やはり計画的に取り組んでいただきたいということを先ほどから述べていますが、その辺のところを再度申し述べて次の質問に移ります。

（4）令和5年度に「カスタマーハラスメント防止・対応指針」を策定しているが、職員にはどのように周知し、実際活用された実例はあるのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君）（4）のご質問にお答えをいたします。

カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの対応につきましては、近年、窓口や電話による過度な要求や暴言等の事案が増加傾向にあり、職員の精神的負担や業務への支障が懸念される状況となっております。

こうした状況を踏まえ、令和5年度にカスタマーハラスメント防止・対応指針を策定し、職員が安心して業務に従事できる環境の整備を進めてまいりました。

指針の策定にあたっては、職員の声や現場の実態を踏まえ、対応の基本指針や取り組み方針などを明文化し、掲示板——これは職員間のネットワークですね——ネットワーク上の掲示板、あるいは部課長会議を通じて周知を図ってきたところであります。

更に、実際の運用にあたっては、より具体的かつ実務的な対応を可能とするため、内部資料といったとして、ハードクレーム対応マニュアルというものを顧問弁護士の助言を得ながら策定をし、課長会議等を通じて職員で共有を図っております。行っております。

実際の活用事例としましては、窓口対応中に過度な要求や暴言があったケースにおいて、職員がこの指針やマニュアルに基づいて上司への報告や毅然とした窓口対応など、組織的な対応を行うことにより、職員の精神的負担の軽減と業務の円滑化に一定の効果があったものと認識しております。

一方、依然としてカスハラに該当する事案は発生しており、今後も社会状況の変化等に伴い、更なる増加が懸念されるところであります。

今後につきましては、指針及びマニュアルの内容を定期的に見直し、現場の実態や新たな課題に即した対応が可能となるよう、改善を図ってまいります。

また、職員への継続的な研修や事例の共有を通じて、対応力の向上と安心感の醸成に努めてまいります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） マニュアルを作成して、それを活用されているというふうに伺いました。

これやはり、マニュアルがあると無いとでは全然違い、その対応できるできないが、マニュアルによって対応できるようになっているというのが、本来の職員が求めているものだと思うんですね。窓口対応で、やはり最初に対応するのは職員なんですけど、正当なクレームっていうのもあるんですね。例えば職員の何かのミスで間違った何かが市民に送られて、それに対して市民が窓口に来てクレームとして言う、そういうた正当性のあるクレームと、これがまた拡張してカスハラにつながるというようなこともあると思うんですけども、そのクレームとカスハラというところの中で、職員は即時に自分で判断して対応するというようなことがマニュアルをもってその対応すればできるということですか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） まず、我々行政職員、公務員としての特徴としましては、やはり全体の奉仕者という立場にございますので、民間のサービスですと、その対価の範囲でサービスを提供すればという、多分そういう区切りのつけやすい対応になろうかと思いますが、我々はそういった全体の奉仕者という立場だと、なかなかその要求を断りづらい、果てしなくそれを求められがちだという特殊性がございますが、今回のこの指針であるとかマニュアルで一番認識を統一したのは、不当な要求に該当するものに関しては、我慢をする必要はありませんというところの認識を共有して、引いてはそれが職員の安心感に繋がっている。こういったケースにはこういう対応があり得ますよねという具体例を出しながら、毎月のように会議の場でそういうクレーム対応を話題にしてですね、やっておりますので、今ご質問にありますとおり、一義的には各職員がそのクレームなのか、クレームと言いますか、意見なのか、いわゆるハラスメントに該当するクレームであるのかというところを判断することになりますし、その能力を高めるための指針であり、マニュアルではございますが、基本的には誠意を持って対応するというのがまず大前提にあって、更には組織的に対応するということでございますから、電話対応にしろ、窓口対応にしろ、周りにいる同僚なり上司も含めて、一個人の判断ではなくてですね、このマニュアルとかの共通認識に基づいて組織的にそういうふうに判断をしていくような体制をとりたいというのが目的でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今の答弁で安心しました。まず、職員がやはり一番対応に困ることなので、職員がもうそういう形できちっと対応できるマニュアルがある無いでもって全然違うんで、そのマニュアルを整備し、それからどんどん改訂して現状にわせたものにしていくということを望んで、次の質問に移ります。

（5）カスタマーハラスメント防止は職員の対応も重要だが、発生を抑えるためには、住民側の意識改革も必要だと思います。度を越えた要求がカスハラに当たることを認識してもらい、どの行為がカ

スハラになるのか、市としてカスハラにはどういった対応をするのかについて、ポスターや市の広報などを利用し啓発活動を行うことも必要じゃないかなというふうに思います。カスハラ防止の啓発活動についての考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君）（5）のご質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメントへの対応につきましては、職員の対応力向上とともに発生そのものを未然に防ぐための取り組みが重要であると認識をしております。

佐々木議員ご指摘のとおり、職員側の対応だけでは限界があり、住民の皆さんにも度を超えた要求がハラスメントに該当する可能性があるという認識を持っていただくことが、健全な行政サービスの環境を守る上で不可欠であると考えております。

このような市民への意識啓発につきましては、ポスターや広報紙、市ホームページなどを活用した情報発信が有効であると認識しております。具体的には、どのような行為がカスハラに該当するのか、市としてどのような対応を行うのかといった内容を分かりやすく丁寧に伝えることで、市民の理解と協力を得ることが期待されます。

しかしながら、現時点においては、こうした啓発活動について具体的な実施には至っておらず、府内でも慎重に検討を進めている段階です。その背景には、啓発の方法や表現によっては、市民の皆様に誤解や不快感を与える可能性があること、また、行政と住民との信頼関係に影響を及ぼす懸念があることなど、一定の課題が存在しております。特に行政が市民の行為を制限すると、そのように受け取られるような表現は避ける必要があり、啓発の内容やそのトーンについては、十分な配慮と検討が求められると考えております。

今後につきましては、他自治体の先進事例や顧問弁護士の助言を参考にしながら、啓発の在り方について府内で検討を進めてまいりたいと思います。

また、何がカスハラかということも大事ではございますが、市が講じているカスハラ対策へのご理解も進めていかなければならぬと思います。令和2年度から全職員の名前入りの行政機構図の配布を廃止しておりますが、その際には、やはり行政は市民に寄り添う気がないのかといった厳しい声もいただきましたが、これもその当時はカスハラという文言もまだ一般的になっていない段階だったんですけれども、そういう趣旨であるということをご理解をいただきたいですし、今年度から職員の名札も名字だけの表記にしているということもその一環であるということを、これはご理解をいただけるようにしていかなければならぬというふうに考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） いろいろ検討を進めるということでしたけども、私、病院に行くのが仕事みたいになってるんですけども、今、私が行ってる病院でもカスハラ防止のポスターが貼ってあるんですよ。こういう行動は「×」、こういう行動は「×」、暴言は「×」、はつきり分かるんですよね。ですから、その「×」といったものを見て、これ、例えば病院では患者さんなんですけども、患者さんがおかしいよというようなあれじゃなかったですよ、ポスター。で、薬局に行ったら

薬局にもあるんですよね。カスハラ対策の防止という、抑止するやつで、同じです、あの病院と。これ、8月1日付で一斉にやってるんですかね、病院関係は。あとですね、いろんな市でもってこういった抑制ポスター、啓発ポスターというのはやってるっていうのがネットで調べると出てるんですけども、結構都会の方がやっぱりそれだけ進んでるっていうのは、それだけあるからなんでしょうねかなとも思うんですけども。8月1日の新聞社説に、市役所のカスハラ対策が載っていました。これ、秋田県内の市なんですけど、収納可能、窓口に透明のアクリル版の設置や課の全職員が窓口の方向を向いて座るように机の配置を変更。ほかに、防犯カメラを設置や外線電話の通話を録音する対応を講じた内容でした。これ、結構効果があると他市の方でもいろんなので見られますけども、結局はこういったもので抑制するというのが大切なというふうに私は思いました。

そこでですね、本市においてもカスハラから職員を守る手段として、また、義務として、働きやすい環境づくりの一環として、同様の対策が必要だと思いますが、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） カスハラ対策については、部長会議、あるいは課長会議で頻繁にテーマとして話し合いが行われております。その中でも、先ほど総務部長おっしゃったように、行政の特殊性というのもやはりあるんだなというふうに私も理解をしております。私的には、そんなのきちんと線引きしてしまえばいいなってちょっと言うんですが、それはちょっと暴言だというふうに職員の皆さんからは取られがちです。そうなると、やはり節度を持った、どの部分が節度なのか分かりませんけれども、ちょっとそのまだ調査している段階ですから分かりませんけど、私としては、今、議員がおっしゃるように、やっぱり市民の方もこのカスタマーハラスマントについての認知度が上がってきてますから、ある一定の周知活動——可視化したものですね——があって、私もいいのかなというふうには認識はしております。しかしながら、先ほど総務部長が言ったように、全体の奉仕者としてどこまで線引きすべきなのかということは、これ非常に難しいさじ加減のところだと思いますので、引き続き検討しながら、そんな遠くない将来にそれを提示させていただくということになるかと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） それではカスハラ対策、これからも、まず前向きな形で進めていただきたいということを述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（宮崎信一君） これで3番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。再開を午後1時15分といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 初めに、戦後80年にあたり、平和のための取り組みはということでお伺いいたします。

今年の8月15日は戦後80周年の記念日です。日本の侵略戦争により、アジア・太平洋地域では2,000万人以上の命が奪われたと言われております。侵略戦争の拡大と長期化により、沖縄での凄惨な地上戦、広島・長崎への原爆投下、各地の空襲など、日本国民の310万人以上の命が奪われました。

県内では、終戦前日の土崎空襲、金浦でも8月10日に空襲があり、金浦町史では、住宅「滅失セルモノ3戸、毀損セルモノ1戸」、家財「滅失セルモノ3世帯22人、毀損セルモノ1世帯8人」とあり、襲撃のすさまじさの手記もあり、子どもは機銃で腕を撃たれたと記されています。

こうした侵略戦争と植民地支配の歴史を、国民共通の認識として未来に継承しなければなりません。日本政府は1995年の「村山談話」で「植民地支配と侵略」の反省を表明し、「河野談話」では「慰安婦」問題に軍の関与と強制性を認め反省を表明し、1998年の「日韓協同宣言」では韓国に対する植民地支配への反省をしております。これらは、歴史問題に対する日本政府の到達点を示すものです。

しかし、近年、さきの戦争の反省から生まれた憲法に示された「戦争放棄」「基本的人権の尊重」を無視するような動きが見えてます。さらに、「核兵器」は安上がりだと堂々と言う議員の出現や、明治憲法に類似した構想案を持つ政党が議席を伸ばしてきました。

私たちは、明治憲法の下で侵略戦争をした反省と、その下に生まれた憲法の「戦争放棄」「基本的人権の尊重を」の下に政治を進める責任があると言えます。

被爆者の皆さんは戦後一貫して核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきました。それが核兵器禁止条約の成立、発効へと結びつき、73か国が批准、94か国署名し、核保有国と核兵器にしがみつく国々を包囲しています。

また、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の2024年ノーベル平和賞受賞は、日本と世界の反核平和運動を励ますものです。しかし、石破政権は、核兵器禁止条約の署名を拒み、第3回締結国会議のオブザーバー参加も拒否しました。世界で唯一の被爆国の首相として姿勢が問われるものです。

市長の平和構築に対する考え方を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、一つ目の平和構築に対する考え方についてであります、議員も先ほどお話をされていましたように、今年は戦後80年という大きな節目の年であり、さきの大戦の悲惨な経験と戦後の平和の歩みを改めて振り返るとともに、未来に向けた平和の在り方を考える重要な機会であると認識しております。

憲法に示された戦争の放棄や基本的人権の尊重は、戦後、日本が歩んできた平和国家としての根

幹を成すものであり、地方自治体としてもこの理念を尊重し、市民の命と暮らしを守る立場から平和の維持に努める責任があると考えております。

本市では、これまで平和の尊さを次世代に伝えるために、にかほ市平和記念戦没者追悼式の開催など地道な取り組みを続けてまいりました。平和は単に戦争が無い状態のみを指すものではなく、人々が安心して暮らし、互いを尊重し合いながら、共に生きる社会の実現であると考えております。

また、本市は平和首長会議に加盟しており、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指す国際的なネットワークの一員として平和の尊さを市民に伝える取り組みを継続してまいりました。

平和首長会議は、広島市が提唱し、現在では世界166か国と8,000を超える自治体が加盟する国際的な枠組みであり、本市としてもその理念に賛同し、核の無い平和な世界を強く望んでいるところであります。

国の安全保障政策や国際条約への対応については、国政の場で議論されるべき事項ではありますが、地方自治体としても平和の尊さを市民に伝え、核兵器廃絶の願いを共有することは重要な役割であると認識をしております。

今後も、市民の皆様とともに、戦争の無い社会、核兵器の無い世界の実現に向けて、地道な取り組みを続けてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 市長の平和に対する強い深い思いを感じさせる答弁でした。

この度の参院選では、複数の政党が事実とは違う理由を挙げて、外国人に対する規制を公約に挙げていました。しかし、にかほ市でも見られるように、地域社会は農業、漁業、工業製品の製造業などを初めとした様々な業種で外国人を必要としております。共生社会を創り上げていかないと、社会は成り立たないと言います。

日本ペンクラブは、与野党を問わず一部の政党が外国人排斥を競い合う状況が生まれていると指摘し、関東大震災では、こうしたデマや差別先導が朝鮮虐殺等につながった歴史があり、過去の反省に立って共生社会を目指してきたとし、少しずつでも成熟し、前進してきた民主主義社会が、一部の政治家による一時の関心を買うためのデマや差別的発言によって、後退し、崩壊していくことを私たちは許しませんと訴え、外国人を問題視するような政策を掲げ、根拠のないデマを流すことには言葉の暴力であり、差別をあおる行為と徹底批判しております。

また、自由法曹団も排外主義は、外国人や外国ルーツの人々をおとしめ、その尊厳を侵し、外国人に対する偏見と差別を助長するものであることはもちろん、異なる国籍や民俗間の対立をあおり、共生社会を破壊するものである。こうした排外主義がもたらす社会の分断は、戦争への地歩しなとなり得る極めて危険なものであり、断じて許してはならないと厳しく批判していました。

平和で民主的な自治の下での暮らしを求める市民の声に応えるには、避けて通れない大きな問題です。この課題を、どう受け止めておられるかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員に申し上げます。

外国人に対する排他等々、質問通告にはありませんが、市長の方で何か一言言えることがあればお聞きしますが、それでよろしいですか。——はい、それでは答弁、市長。

●市長(市川雄次君) 議員のおっしゃることについては十分に認識をさせていただいております。

私の今、標榜というか掲げている目標の一つに、やっぱり多文化共生社会の理解と実現ということは、一つ私の掲げる目標の一つとして今挙げているところであります。

多分に誤解を与える発言もありますし、ただ、その誤解の与える発言をする側に、誤解を与えるような行動も見受けられるのも確かかなというふうには思います。

そう考えた時に、にかほ市においての外国人の方々の今実数は非常に増えているということになれば、やはり共生していかなければならない。排除よりも協調という考え方の方が、より現実的なのかなというふうに私自身も思っています。

先ほど言ったように、外国人排斥という風潮なのかというと、外国人排斥ということではないような私は気がしていますが、ちょっとお互いが過敏になり過ぎているんじゃないかなと、要するに発言する側も、受け止める側も。ただ、その中間に挟まれた外国人の皆様方にとっては、非常に不安を感じさせるような風潮が実際あるというふうには私も認識しておりますので、市民の皆さん、それこそ技能実習生でこられた方々に対して、私どもはにかほ市に来て良かったねと思ってもらえるような環境づくりをしていきましょうというのが7年前に述べて取り組んできたことでありますので、その考え方は常に持ち続けて、今後も政策を組んでいくべきだというふうには理解をして、先ほど言ったような目標を一つに掲げているということです。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

議員に申し上げます。先ほども申し上げましたが、通告の無いものは答弁いたしませんし、できませんので、通告に従って質問していただくようよろしくお願ひいたします。

●13番（佐々木春男君） 分かりました。繰り返しになりますが、市長の平和に対する、そして外国人との共生社会をしていかなければならないというそういう考え方、よく分かりました。ぜひ進めていってもらいたいと思います。

次に、子ども版「防衛白書」配布と対応についてお伺いいたします。

防衛庁は、2021年から子ども版「防衛白書」を毎年作成していますが、学校への配付は今回が初めてのようです。全日本教職員組合の調査によると、全国約2,400の小学校に6,100冊を配付しているようです。今回配布した子ども版「防衛白書」は、ウクライナがロシアから攻め込まれた理由は、「防衛力が足りなかった」とし「『抑止力』が大切です」と明記しております。そして、中国、ロシア、北朝鮮の軍事活動に触れ、「日本が位置する地域は安全とは言えません」と脅威をあおっております。教育現場に戸惑いが広がっており、長崎市では、様々な国々にルーツを持つ子どもたちが在籍し、特定の国を名指しする白書の内容が、子どもたちを傷つける可能性があるため、職員室など子どもの目の届かない所に保管する対応をとっているようです。

「力が強いものが脅して従わせる『抑止』と、みんなが仲良くしようと学校で教える『対等平等』とは相入れない」との批判もあります。子ども版「防衛白書」が、当市の小学校に配付されているのか、配付されているとしたらどのような対応をとっているのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、佐々木春男議員の二つ目、子ども版「防衛白書」が本市の小学校に配付されているか、そうであればどのような対応をとっているか、これについてお答えいたします。

秋田県教育委員会から、今年5月末に、防衛省本省から子ども版「防衛白書」が各学校に直接配付される旨の通知文書にて連絡がございました。夏期休業明けに市内小学校へ確認したところ、3校にそれぞれ1冊ずつ届いていることを確認しております。届いた学校では、内容を確認の上、図書室の書庫等に保管しており、現段階では、授業等において活用している事例は確認されておりません。

教育委員会といたしましては、学校における教材の活用については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育の中立性を確保するとともに、児童の発達段階や心情に十分配慮しながら、適切に取り扱うよう各校に周知しておりますし、これからもそのようにしていきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 図書室に保管しているという話ですが、それで子どもの手に取られるケースもあるということですか。無いんですか。大変この中身が、大変、それこそ事実と違うようなことが書かれておるようですし、戦争を否定しないような内容のようですので、ほかの学校では子どもたちの目に届かないような職員室などに保管するなどの対応をとっておるようでございます。ぜひこの戦争をあおるような内容のものは、子どもの目に触れさせないように、それこそ先ほど申し上げました、それに沿ってやるようにぜひお願いしたい、進めていくべきだと私も思います。

次に、地球温暖化の影響とその対応について伺います。

近年、「地球温暖化」という言葉を耳にすることが多くなるとともに、夏場の高温とその期間が長くなっていると言われており、それは私たちの日常の生活で肌で感じているところです。

毎年のようにニュースに流れる豪雨災害も温暖化の影響と言われております。

この温暖化は、我々人類がもたらしたものだとも言われており、今からでも温暖化にブレーキをかける努力の継続が必要であるとともに、影響を受けている市民の暮らしを守る対策も欠くことのできないものです。そこで以下について、市の対応を伺います。

一つは、農業関係の対応についてお伺いいたします。

日照り続きで、一時期、水不足の声が聞こえてきましたが、本市の実態と対応はどのようにしておられましたでしょうか。

米や、特に生産団地化している野菜の生育の状況の把握と対応はどうしておるでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 3番目にお答えをしますが、かなり細部にわたっておりますので、細かいところの再質問等については、担当の方からお答えをさせていただきます。

初めに①についてありますが、雨の降る量が少なくなった6月頃から、まとまった雨が降った8月5日までの降水量の合計が72.5mmとなっており、これは平年の13.9%しか雨が降らなかったという状況にあります。

これを受け、JA秋田しんせいでは、7月28日に渇水対策本部を設置し、市においては上浜の一部地域から渇水対策の相談があり、現地確認を行った上、8月1日付で渇水対策費用の支援を受けられる農林水産省の水利施設管理強化事業の着手届を提出しているところであります。

秋田県においても8月4日に渇水対策の支援を実施するとの発表がありました。これから対策を急ぐという矢先の8月5日以降にまとまった雨が降り、渇水は解消されたものと認識をしております。

なお、にかほ市土地改良区によると、今回の渇水では、一つのほ場で排水路からのポンプアップにより入水したほ場もありましたが、にかほ市管内の水量は例年と比べても9割前後は確保できていたとのことがありました。

しかし、これは決して楽観視できるものではなく、渇水期があと1週間ほど続ければ、5割以下に落ち込むことが予想され、渇水期には土地改良区職員が猛暑の中、連日、きめ細かな水量配分の調整を行ったことによるというところであります。

続いて②でありますが、米については上浜地区のごく一部のほ場で稲が枯れたと農業共済組合に報告があった模様であります。このほか、ネギについては一部葉先が枯れたり、葉色が褪せたりというほ場も見受けられました。また、イチジクについては、一昨年、暑熱被害に遭った際に、過熟による品質低下があったため、今年も同様に出荷量の減少が懸念されているところであります。

現在のところ、渇水は解消されておりますが、市政報告で申し上げましたとおり、8月上旬まで降水量が少ない状況が続いたため、ほ場によっては品質への影響や高温による影響が収穫時に判明する場合もあり得ますので、今後の経過を注視していかなければならないと考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 渇水の件ですが、私どもの利用している三カ村水路、これ、白雪川が源なんですが、それも渇水状態になり、渇水というまでもないんですが、少ない水、水位が下がって、三カ村で手当てして水を確保している状況でした。この面積が大体百——三カ村といえば、芹田、黒川、飛の集落ですが、これで百——200町歩ぐらいかな、の面積なんですが、一部俺のどごひび割れだつていう方もいました。何とかかんとか間に合わせたようあります。ほかのところでも手当てなどしてやったようで、大変迅速な対応は大変良かったと思います。

また、米も剥いてみて、精米にしてみて、玄米にしてみた時点で被害の状況が現れる、市長おっしゃったように現れる可能性もなきにしもあらずということで大変心配するところですが、今朝聞いた話では、前川のネギなんかも結構被害が出ておるようあります。どうかそういう被害の出たところには、何とか手当てなどしてくれるようにお願いしたいと思います。いかがですか。——また無いやつか。

●議長（宮崎信一君） お願いという質問でよろしいですね。できますかという質問ですか。

●13番（佐々木春男君） してくださいという——

●議長（宮崎信一君） していただけますかの質問ですね。

●13番（佐々木春男君） はい。

●議長（宮崎信一君） 分かりました。

答弁、農林水産課長。

●農林水産課長（柴田俊幸君） 現在この被害のほうにつきましては、市内全域で現在情報収集にあたっている段階でございます。

今後も、県の方とも調整を図りながら、どのような支援対策がとれるのか調整してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） ゼひ、いい方向の対応をお願いしたいと思います。

次に、(2)漁業関係の対応についてお伺いします。

①魚種の変化や漁獲量の実態と、その対応についてお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)のご質問に対してもお答えをさせていただきますが、本市の漁業を取り巻く環境は、地球温暖化など自然環境の変化に伴い、ハタハタなど多くの魚種の資源量の減少や漁場、漁期の変化など、漁業生産活動の不透明感が年々増加しているものと思われます。

秋田県漁協南部支所管内における令和6年度の漁獲量は621tで、10年前の約3分の1に減少しております。特にハタハタの漁獲量は減少傾向がここ10年ほど続いており、南部支所管内における昨年の漁獲量は4.4tとなっております。秋田県の調査では、ハタハタの不漁は他県でも見られ、日本海沿岸北部5県、青森、秋田、山形、新潟、富山でも大幅な減少となっており、今後、調査方法の見直しを検討しているというところであるようあります。

これまでと同様の操業では、安定した所得を確保することが難しくなっている一方、環境の変化により、昨年度は暖流系魚種の増加という結果も出ております。これに伴い、市内の漁業者の中には、魚種や漁法の転換を検討している方もいることから、これらの環境変化に対応する取り組みに対し、市としても支援体制を整備していくかなければならないというふうに考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 大きな船が1回出漁すると、燃料が800リッターぐらい使うそうです。燃料の高騰で漁師の方も大変難儀しておるようでした。ゼひそういう面も面倒みながら、漁業が、それこそ新しい方向も見ながら応援していただきたい、このように思います。

次に、市民の暮らしに関連してお伺いいたします。

①8月初めの豪雨で家屋に浸水した家屋への対応と、対策はどのようにしておられますでしょうか。

②熱中症と見られる人の救急搬送の件数と、その時の生活環境、エアコンの設置状況、使用状況はどのようなものであったでしょうか。

それから、③生活保護世帯でのエアコンの設置状況はどうでしょうか。

それから、④内閣府男女共同参画局の調査で、避難所での備蓄ですが、「妊産婦用品」の備蓄が

少ないとされており、母乳パッド等の衛生用品、妊産婦用下着や衣類の備蓄は整えられておられるかどうか、お伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3番の(3)についてお答えをさせていただきます。

初めに①の8月初めの浸水家屋への対応・対策についてありますが、本市では、8月5日、市が設置する象潟地域の気象観測所で午前7時から午前8時までの1時間で37mmの雨量が観測されております。その雨による被害として、象潟地域の浜ノ町地区において、住宅の住家の床下浸水が2件、非住家の浸水1件を確認しております。なお、住家の方には、被害調査を実施の上、罹災証明書等の手続について説明をしております。

今回の浸水被害が発生した原因の一つとしましては、排水路の下流に設置されたごみ取り用スクリーンに大量のごみが付着し、雨水の流れを阻害したことが挙げられます。当日は市の職員がスクリーンに付着したごみを取り除き、浸水を解消しているというところであります。

このスクリーンは、そもそも地区要望に基づいて令和3年度に設置したものであり、管理については自治会にご協力をいたしましたが、今回の浸水を受け、自治会から撤去の申出がありましたので、現在は取り外しをしております。

また、浸水した地域周辺の排水路の清掃や土砂の撤去も予定しており、今後は定期的な清掃による維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、②の熱中症と見られる人の救急搬送件数と、その時の生活環境についてありますが、現場に駆けつけた救急隊員は、傷病者と接触した時点で現場の状況や傷病者の症状により、熱中症の疑いも含め、あらゆる病態を考慮しながら活動をいたしております。

しかしながら、隊員自身が確定診断ができるわけではありませんので、議員のご質問にある熱中症と見られる救急搬送件数については、医師が熱中症と診断した件数についてお答えをすることになります。

その上で、今年救急搬送をし、医師の診断の結果、熱中症と診断された件数は、8月25日現在15件で、そのうち屋外での発生が2件、屋内での発生が13件となっております。屋内で発生した13件のうち、エアコンの設置を確認できたのは11件、残りは設置無しが1件、設置の有無を確認できなかつたのが1件というふうになっております。また、エアコンが設置してあった11件のうち、実際に使用していたのが6件、使用していなかったのが5件というふうになっております。

なお、発生場所が屋内の現場であったとしても、熱中症となった原因が、屋外での活動や作業によるもので、帰宅後に時間差で発症した事例もあるということを申し添えておきたいと思います。

次に、③の生活保護世帯におけるエアコン設置状況についてあります。

今年8月末現在の生活保護世帯82世帯中、エアコン未設置の世帯は26世帯となっております。

生活保護制度においては、平成30年7月から、高齢者や障害者などの熱中症予防が特に必要とされるケースにおいて、新規申請時に冷房機器を所持していない場合は、冷房器具の購入費用に対しての扶助が認められております。エアコン未設置の26世帯のうち、平成30年の制度改革前からの保

護受給世帯が15世帯であり、訪問時に生活状況の確認を行っておりますが、夏場にかけては高齢者見守り巡回時に使用する温湿度計を常備し、注意を促しているというところであります。

次に、④の妊産婦用品の備蓄についてであります。

物資の備蓄につきましては、秋田県地域防災計画において、災害発生時に被災者の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない品目と最低限の量を定め、県と市町村が共同で備蓄を進めておりますが、その品目リストに妊産婦用品は含まれておりません。また、市が独自に進めている備蓄にも含まれておりませんので、現状として妊産婦用品の備蓄は無いということになります。

ただ、昨年度、市の地域防災計画の改定をした際、その中で女性や障害のある方など多様な視点を取り入れて対策を推進することとしておりますので、今後につきましては、妊産婦用品の備蓄も十分に検討していかなければならぬと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） エアコンも高いものですので、なかなか用意できない方もおるのかもしれません、確かに東京都だと思いますが、省エネ型のエアコンを購入した場合は補助をやると、そういうふうな地球温暖化対策をとりながらの生活援助をやっておるようですので、ぜひそういうところも参考にしながら進めていただければなというふうに思います。

それから、備蓄の関連ですが、この記事には、やはり女性用品の災害備蓄の少なさは、女性職員が少ないということも影響しておるというふうに載っております。非常にミルクなんかは結構備蓄されておりますが、妊婦用品なんかは1.3%、0.6%とかそういう数字になっております。ぜひそういう方々も避難することもあるでしょうから、そういう方々のところにも目を向けて、トイレなんかも女性の入るところと一緒にになっているところもあるようですので、そういう女性に向けた配慮というものも十分にやっていただきたい、こういうふうに思います。してください。

私のはこれで終わります。

●議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時58分 散会
